

外国人の受入れに関する委員会企画 勉強会

2019年9月5日(木) 東海大学校友会館

当委員会では生団連の今年度重点課題「生活者としての外国人の受入れ体制の構築に向けて」への取組みを進めています。外国人受入れの主な論点としては「出入国管理」と「多文化共生」の2軸がありますが、今回は多文化共生の専門家である明治大学の山脇教授を講師としてお招きし、勉強会を開催いたしました。山脇先生から、地方自治体や国の取組みと、諸外国における事例のご紹介をいただいた後、生団連の「基本法の確立を」という活動の方向性についても種々アドバイスいただきました。後半の議論では、山脇先生も交えた活発な意見交換が行われました。今後も具体的なアイデアまで含めた議論を深め、それを強く発信していけるよう、委員会を中心に活発に活動して参ります。

講演「外国人の受入れを進めるにあたり、いま改めて考えるべきことー多文化共生の新時代に向けてー」



明治大学
国際日本学部教授
やまわき けいぞう
山脇 啓造 様

明治大学国際日本学部教授、東京都「多文化共生推進委員会」委員長、世田谷区「男女共同参画・多文化共生審議会」副会長、長野県「多文化共生推進指針策定検討会」座長。東京大学法学部卒業、コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。明治大学商学部教授を経て現職へ。2000年頃から多文化共生社会の形成に向けた様々な政策提言を発表。著書を執筆するほか、自治体国際化協会の多文化共生ポータルサイトにて、「多文化共生2.0の時代」と題したコラムを連載中。

外国人273万人の54%は定住者

日本で暮らす外国人は戦後増加の一途を辿っていましたが、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災のときに一旦減少。2013年からは再び増加傾向にあり、2018年末では273万人で、日本の総人口の2%を占めています。政府は移民政策をとらないスタンスを強調していますが、273万人の半数は定住者であり、実質的には諸外国の定義という移民となる人たちです。

多文化共生に関する国と地方自治体の取組み

今日を中心テーマとなる多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と2006年の多文化共生の推進に関する研究会の報告書で定義されています。具体的には、日本語が十分に

できない外国人住民に対するコミュニケーション支援や、医療や住居、防災などの生活支援、地域づくりが挙げられます。

さらに近年では「外国人支援」に留まらず、その存在を肯定的に捉え、その力を活かそうする取組みも進められるようになりました。私はこうした地域の動きを**多文化共生2.0**と呼んでいます。**外国人が支援を受ける存在から、積極的に社会に参画して貢献し、日本人を支援する側になることを含んでいます。**

多文化共生の動きは、日本では国の取組みが遅れていて、長く自治体が先行してきました。特に製造業の強い地域で外国人労働者に対して外国語での情報提供や生活相談が始まり、2000年代に入ると多文化共生をキーワードに、総合的・体系的に外国人住民施策を推し進める自治体が増えていきました。

遅れていた国の取組みは、2006年の総務省の多文化共生推進プランを機に動き出しました。リーマンショック時には外国人労働者の大量解雇が起きましたが、2009年には政府として初めて、外国人施策に関する担当部署を設置。その後、日系定住外国人施策に関する基本指針の策定、住民基本台帳制度の改革、外国人住民調査などを行い、外国人を日本社会の一員として受け入れる取組みを進めてきました。今年は特定技能外国人の受入れがスタートし、出入国在留管理庁が発足しています。

世界でも取り組まれる多文化共生の動き

次に、外国の取組みについて簡単に紹介させていただきます。ドイツでは、2005年に移住法が制定されると同時にBAMF(連邦移民難民庁)が設置され、**移民の人たちがドイツ語やドイツの法秩序、文化、歴史を学ぶ**ようになりました。司令塔となる内務省のほか、連邦政府に移民・難民統合担当官というポストがあり、全国統合行動計画を策定して、取組みを進めています。

韓国では、2007年に在韓外国人処遇基本法が制定されています。法務部にある出入国・外国人政策本部が司令塔と

なり、韓国語や韓国の経済、社会、法律などの基本素養を習得する社会統合プログラムが実施されています。**韓国の政策の特徴として外せないのが、多文化家族支援法で、国際結婚家族を支援する仕組みが作られています。**また、在韓外国人処遇基本法により5月20日が「世界人の日」と定められており、全国の自治体で多文化社会をお祝いしています。

台湾では1999年に入出国及移民法が制定され、2007年にできた入出国及移民署は2015年に移民署に改称されましたが、その基本理念は国境管理の強化、国家安全保障、多元文化の尊重、移民の人権保障となっています。**移民はタブーではなく、移民受入れを積極的にアピールしています。**12月18日は「移民の日」となっており、さまざまな行事が行われています。

10年ほど前からは外国人の受入れに関する国際的な都市ネットワークも活発です。フランスのストラスブールに本部がある「インターカルチュラルシティ」という欧州評議会のプログラムには、2017年アジアで初めて浜松市が加盟しました。他にも、カナダのトロントに本部があるオンラインネットワーク「シティ・オブ・マイグレーション」や、アメリカで2013年にスタートし最近急速に広がっている「ウェルカミングシティーズ」などのネットワークがあり、世界中にひろがっています。

基本法制定の意義

基本法の意義は、外国人の社会統合、すなわち多文化共生の推進に関する理念を提示することであり、政策を進めるための体制整備として必要なものだと私は考えています。

基本法の事例として参考になるのが、1999年に制定された男女共同参画社会基本法です。この中には、男女共同参画社会の基本理念が定められ、国や地方公共団体及び国民の責務が明らかにされています。私を含めた何人かの研究者やNPO関係者からなる外国人との共生に関する基本法制研究会では、この基本法をモデルに、多文化共生社会基本法と

いう法案を検討し、多文化共生社会を「多様性に基づく社会の構築」という観点に立ち、外国人及び民族的少数者が不当な社会的不利益を被ることなく、またそれぞれの文化的アイデンティティを否定されることなく、社会に参加することを通じて実現される、豊かで活力ある社会」と定義しました。

2007年に韓国で制定された在韓外国人処遇基本法は、我々が作った基本法の提言に近い内容で、社会統合を打ち出しているのがひとつの特徴だと思います。同じ年には宮城県が全国初の多文化共生の条例を作っているほか、今年の3月には、「外国人材の受入れに関する円卓会議」で、在留外国人等基本法案が作られました。さらに6月には、立憲民主党が多文化共生社会基本法案を作っており、多文化共生の基本法が必要であるという声が高まっています。

生団連の活動計画について

最後に、今回の生団連の活動計画についてコメントしたいと思います。外国人の受入れに関する政策には、出入国管理政策と社会統合政策がありますが、**法律としてはまず社会統合あるいは多文化共生に関するものが必要**と考えます。出入国管理に関しては、経済状況の変化に応じた、受入れ数や業種の調整という課題があるため、法律で具体的に定めるのは難しいでしょう。また、教育については、**多文化共生社会づくりの地域拠点としての学校の役割**が求められています。各学校での校長先生のビジョンとリーダーシップ、多文化共生の授業づくり、学校と地域の連携がポイントとなるでしょう。ご静聴ありがとうございました。



勉強会で出された主なご意見・ご質問

- **多文化共生は必要だが、多言語共生は将来の貧困につながる。相応の日本語能力をつけなくてはならないという覚悟をもって外国人には来てもらう必要があるのではないか。**

(山脇先生の回答)

日本語教育が重要ということは賛成、政府が日本語を学習するプログラムを早く確立するべきだと考える。一方で情報の多言語化については災害や医療など命に係わる問題もあり、これはこれで推進していくべき。

- **日本側に外国人を受け入れる体制・インフラがどれだけ整っているのか疑問に感じる。**

(山脇先生の回答)

イギリス金融大手HSBCによる世界30数か国の海外駐在員アンケートでは日本は「住みたい、働きたい国」でほぼ最下位。日本は生活環境はそれほど悪くないが、収入やワークライフバランスなど就労環境が悪い。**環境を整えないと、今後外国人から選ばれなくなる国になってしまうだろう。**

- **外国人に対する根強い偏見が残っていると感じるが、その点についてどう思われているか。**

(山脇先生の回答)

大きな課題があると思っている。国が今後外国人労働者受入れに力をいれていくのであれば、首相自ら共生社会を作っていくというメッセージを発信するようなことが大事だ。また、メディアの発信も重要で、**外国人が日本社会に貢献している側面も報じてほしい。**

